

パブリック・コメントの意見及び区の考え方

番号	内容(要約)	考え方	取り扱い
●ガイドライン全般に関するもの			
1	ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン(素案)の早期実現を願う。 過去に副都心線・東新宿駅の日赤側出入口設置について、エレベーター及び階段の提案をしたが、階段の設置のみとなっている。	本年度中にユニバーサルデザインまちづくりガイドラインを策定します。ガイドライン策定後は、普及、啓発に加えて区全体のユニバーサルデザインによるまちづくりを推進していきます。 ガイドラインでは上下階や地下街、地下鉄などへの立体的な移動の負担を少なくする取組を示しています。	ご意見として参考にします
2	商店街、繁華街における身体的弱者が安心して通行できる道路づくりが必要である。自転車置き場は、区も努力・実行されているが、もっともっと促進していただきたい。ごみ置きは、景観、衛生上、何らかの規制、工夫が必要である。	ガイドラインでは、さまざまな人がゆったりと歩けるようにするため、利用しやすい駐輪場を整備することを示しています。なお、ごみ置き場についてのご意見は、今後の参考とさせていただきます。	ご意見として参考にします
3	総合的なことから個別デザインへ誘導するためには、そのわかりやすい手段や方法の記載が肝要である。ガイドライン自体には強制力はないため、個別プロジェクトへの強い指導力が求められる。まちでは、新しい地域の構築、そして課題解決のためのユニバーサルデザインまちづくりを広く推進するための学習を行いたいと思う。	実効性のあるガイドラインとするため、各取組の中で、具体的な事例を掲載し、わかりやすいものとするよう努めています。 また、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するなかで、つかい手には「気づいたこと(気づき)」をつくり手や行政等に発信していただき、区としてもつくり手からの相談の際に、ガイドラインの内容に沿った協力要請・助言などの支援を行っていきます。	趣旨を踏まえて推進します
4	ハード面の整備はとても詳しく、わかりやすく載っていると思うが、ハード面の整備の理由がわからなければ、人は使いこなせず、気づくこともできない。 「人の教育」の部分をわかりやすくアピールすべきである。	ご意見を踏まえ、ガイドライン「3. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」の〈つくり手の役割〉及び〈行政の役割〉に、「まちを利用するさまざまな人々についての理解を深め、(略)従業員(職員)等の研修や教育が必要です。」という項目を追加します。	ガイドラインに反映します
5	聴覚障害者は、自動車の警告音や走行音が聞こえず、外見からは障害があることが分からないため、生活道路や狭い歩道では自動車や自転車に対して危険を感じる。広い道路や自転車専用道路を整備してほしい。	ガイドラインでは、誰もが自由に歩ける都市空間づくりを基本目標の一つとし、歩行空間の確保や自転車の専用通行帯(自転車専用レーン)の検討などの取組を示しています。ご意見を踏まえ、ガイドライン「2. ユニバーサルデザインの視点でのまちづくりの取組 取組2」の「まちの現状と課題」に、「歩道の幅が十分に確保されていないと、車いす使用者や視覚障害者、聴覚障害者をはじめ一般の歩行者にとっても、通行しにくい状況になります。」とし、聴覚障害者は、歩道の幅が十分に確保されていないと通行しにくいことをガイドラインに示し、気づきを啓発します。	ガイドラインに反映します
6	「ユニバーサルデザインの視点」に立ったまちづくり」といたるところで言われるようになったが、現実のまちづくりのなかでは、中身を掘り下げていくとバリアを隠蔽するまちづくりとなっている場合がある。「バリアフリーデザインの視点」と言った方が良い。	ガイドラインでは、バリアフリーを包含する大きな概念としてユニバーサルデザインを用いています。実際の都市空間では、既存の道路や建物などのバリアフリー化は重要ですが、さらに人的サポートによる補完が必要になる場合もあります。そのため、「ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり」としています。	考え方は盛り込まれています

パブリック・コメントの意見及び区の考え方

番号	内容(要約)	考え方	取り扱い
7	今後の予定について教えてほしい。	パブリック・コメント制度による意見を参考に、案を修正し、ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン有識者会議の意見を聞いたうえで、本年度中にユニバーサルデザインまちづくりガイドラインを策定します。策定後は、ガイドラインの普及・啓発に加えて区全体のユニバーサルデザインによるまちづくりを推進していきます。平成23年度は、有識者、関係団体、事業者、行政等からなる推進組織を立ち上げるとともに、区内の横断的な連携を引き続き図るため、区内推進組織を発足させます。	質問にお答えします
8	将来にわたって、人権問題を保証する為に、しっかりとあるべき社会構造を意識し、将来課題をハード・ソフト両面で解決する手段としてユニバーサルデザインを計画することが必要である。	ガイドラインは、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちづくりを行うためのものです。ガイドラインの運用に際しては、ハードとソフトが一体となった取組ができるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。	趣旨を踏まえて推進します
9	つかい手の視点に立った『まちの改善』にはハード面だけではなく、ソフト面にも関与すべきだと思う。	ガイドラインでは、ハード面の施設整備等だけでは対応できない部分を補う、人的サポートなどのソフト面についても示しています。	考え方は盛り込まれていません
10	ユニバーサルデザインというデザイン概念をガイドライン化することに無理があると言える。ユニバーサルデザインでないから、移動・利用できない、と不便や不利を感じた人からの声を基点にしたバリアフリー化デザインを支援していくためのガイドラインというのならまだ理解できる。	ユニバーサルデザインは、バリアフリーを包含する大きな概念として用いています。ガイドラインは、さまざまな人々が利用しやすい、という点を重視していて、まちの改善すべき点に気づき、望まれるまちの姿を実現することを目指したもので、必要なものです。	ご意見として参考にします
11	このガイドラインに先立つまちづくりの概念としての交通バリアフリー法に基づく基本構想策定契約の特定事業計画のスパイラルアップに専念すべき。特定事業の完了を促進する過程で困難なことのみをガイドラインに盛り込むべきである。そうすることで、ガイドラインに理念的なリアリティーができてくると考える。	新宿区交通バリアフリー基本構想に基づく特定事業計画については、定期的に進捗状況等を評価し、必要に応じて事業の見直し・改善を行っています。ガイドラインの検討では、新宿区交通バリアフリー基本構想策定時における協議会での議論を踏まえて課題を抽出し、取組に反映しています。ガイドライン策定後も新宿区交通バリアフリー基本構想と連携・調整を図りながら、ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。	考え方は盛り込まれていません

パブリック・コメントの意見及び区の考え方

番号	内容(要約)	考え方	取り扱い
12	「交通基本法案」が審議予定、バリアフリー新法の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改定案のパブリックコメント時期において、法的根拠や目標数値・予算措置の伴わないあやふやな概念のガイドラインをそもそもつくるべきではない。新宿区内において、障害者や高齢者の区民が、新宿区がユニバーサルデザインだと評価した事象に対して、「乗車拒否」や「利用拒否」が生じたり、反バリアフリー化事業ができたりしたら、施策理念矛盾に陥らざるを得なくなるのでなおさらつくるべきではない。	ガイドラインを活用し、つかい手(利用者、居住者)の視点に立って、まちの改善すべき点に気づき、望まれるまちの姿を実現することは必要です。なお、国において検討が進められている(仮称)「交通基本法」と(仮称)「障害者総合福祉法」の動向を注視しながら、ガイドラインの普及、啓発の状況を踏まえ、スパイラルアップを図ることとしています。	ご意見として参考にします
13	ガイドラインを「絵に描いた餅」にするのではなく、どのように具体的な“かたち”にしていくか。たとえば、〈取組4〉では、「道路から建築物などに不自由なく入れるようにする」とあるが、出入口に段差があったり、カウンターのテーブルしかない店舗で高齢者や障がいのある人たち、乳母車の赤ちゃん連れの人たちなどが現実的に不便を強いられているときに、このガイドラインがこのような“壁”を取り払うための道具(ツール)・武器として活用することができるのかどうかということが問われている。	ガイドライン策定後には、ガイドラインの普及・啓発を図るとともに、ガイドラインを活用したまちづくりを推進するために、モデル事業への活用と検証を行い、ユニバーサルデザインの取組の評価を行っていきます。その過程では、つかい手からの「気づき」などの意見を取り入れながら、ハード・ソフトの両面からよりよいまちづくりの方策を検討していきます。	趣旨を踏まえて推進します
14	今後、新大久保駅周辺(72号線沿道を含む)百人町・大久保2丁目・3丁目・中央図書館・税務署等開発計画にユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを進めるためにも、地区計画にユニバーサルデザインを取り入れるしくみを示してほしい。	地区計画の策定に向けた機運の高まっている地区に対し、支援しています。地区計画によるまちづくりを進める際には、地区の皆さんにユニバーサルデザインの考え方を説明します。	ご意見として参考にします
15	デザイン化されたサインの色彩では、高齢者・色覚障害者対策も必要である。高齢者には青と灰色の組み合わせに問題が有るようである。	高齢者・色覚障害者に配慮するサインの色彩については、資料編で「色覚障害(色の見え方による留意点)」を記載します。	ガイドラインに反映します

●ガイドラインの記述内容に関するもの

番号	内容(要約)	考え方	取り扱い
16	「利用者の視点からのまちづくり」だけでは十分でなく、「利用者参加のまちづくり」と言った方が良い。	ガイドラインでは、「ユニバーサルデザインまちづくりの推進」において、つかい手(利用者、居住者)の役割として、「つかい手の視点から『気づき』をつくり手や行政等に発信することが必要」としており、つかい手参加の視点は盛り込まれています。	考え方は盛り込まれています
17	ガイドライン策定時には、説明会の参加人数、平成20年度・平成21年度・平成22年度の検討状況、有識者会議のメンバーの肩書きと人数、庁内検討会議のメンバーや設置要領等を掲載すべき。	ガイドラインには、策定に係る検討経過、パブリックコメントの実施状況及び説明会等の開催状況について記載します。	ガイドラインに反映します

パブリック・コメントの意見及び区の方考え方

番号	内容(要約)	考え方	取り扱い
18	ガイドラインの対象とする範囲について、 ①歩道状空地とはどんなものか具体的な例を示してほしい。 ②公開空地とオープンスペースとの違いがわからない。	歩道状空地、公開空地およびオープンスペースについては、用語の説明を記載します。	ガイドラインに反映します
19	ガイドラインの対象とする範囲について、私道などがあるが、なぜ道路(私道も含む)ではないのか。	対象とする範囲で「私道」としたのは、私道についても公道と同様に対象としていきたいという考えからです。区道などの公道を中心とした道路と区別するために「私道」としていましたが、「道路」にまとめます。	ガイドラインに反映します
20	自動車の抑制と制限を使い分けているが、違いが不明である。	交通規制などによるものを制限とし、主に規制が伴わず道路のつくり方やつかい方によるものを抑制としています。	質問にお答えします
21	車道のつくりを工夫したり違法駐車を解消することが自動車交通を抑制することになるのか。	歌舞伎町の花道通りでは、多くの駐車車両により、通行の障害が起きていました。その対策として、従来の車道を部分的に狭めて歩道を拡げました。車道が狭くなったため駐車がしにくくなり、スムーズに車両が通行できるようになるとともに、安全な歩行空間を確保できました。車道のつくりを工夫した例です。	質問にお答えします
22	制度をしっかり構築し、問題が出てきたら直せばよいという安易な方向へいかないように、スパイラルアップの各ステップですべきことを具体的に明確化する必要がある。	ガイドラインでは、スパイラルアップにおけるモデル事例を示しています。スパイラルアップの各ステップで行うことは、今後の推進組織のなかで検討していきます。	ご意見として参考にします
23	第2章<対象>の「移動、利用、情報」に「環境」を加えるべきである。 ユニバーサルデザインは、基本的に“安心”という感覚をデザインに求めている。また、“快適・安心”は環境のデザイン無くしては創造できないため。	ガイドラインでは”人の行動”に着目し、都市活動の基本となる「移動」「利用」、その活動を支援する「情報」の観点から対象を3つにしています。 ご意見を踏まえ、「都市空間づくりの方向性」の「安全・安心、景観への配慮」という記述を「安全・安心、環境、景観への配慮」としました。なお、「安心」や「快適・安心」につながる環境のデザインについては、基本目標2「誰もが快適に過ごせる都市空間づくり」の中で示しています。	考え方は盛り込まれています
24	「はじめに」で、「誰もが自由に…」は「誰もが不自由なく…」とした方がユニバーサルデザインの精神に相応した表現だと思う。	新宿区都市マスタープランでは、人にやさしいまちづくりの方針として、「誰もが自由に行動できる都市空間づくり」としていて、これを引用したものです。	ご意見として参考にします
25	「はじめに」で、「道路等の公共的な空間におけるユニバーサルデザインの視点に立って…」は「空間における整合性あるユニバーサルデザインの視点に立って…」にすべきである。区・場所によってデザインが異なるのは問題である。	新宿区都市マスタープランでは、人にやさしいまちづくりの方針の中で、「公共的な空間におけるユニバーサルデザインの視点」としてこれを引用したものです。なお、このガイドラインは、区内におけるガイドラインとして定めるものです。	ご意見として参考にします

パブリック・コメントの意見及び区の方考え方

番号	内容(要約)	考え方	取り扱い
26	「はじめに」で、「地域や民間、公共の協働の取組を進めることにより、さまざまな人々の社会参加や自由な都市活動を…」は「地域民・事業者・行政の協働の取組を進めることにより、さまざまな人々の社会参加や自由で理性ある都市活動を…」とした方がよい。	「地域や民間、公共の協働」は、第3章「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」での「つかい手、つくり手、行政等の協働」と記述を揃えます。	ご意見として参考にします
27	ユニバーサルデザインの定義で、「・・・生活環境その他の環境を作りあげてをいう。」は「・・・生活環境その他の環境のデザイン。」ではないか。(ユニバーサルデザイン7原則文面の意図の解釈として)	東京都福祉のまちづくり条例におけるユニバーサルデザインの定義を引用した表現としています。	ご意見として参考にします
28	ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりに、新宿に暮し、活動するさまざまな『ひと』の中には、健常者を入れるべきである。	ガイドラインは、健常者も含め、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちづくりを目指しています。「新宿の『ひと』の多様性」では、特に配慮が必要な人を記載しています。	考え方は盛り込まれていません
29	字が小さい部分があり、老眼鏡をかけても読めない。	ガイドライン策定時には、文字の大きさなど見やすいように工夫します。	ガイドラインに反映します
30	ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの3つの要素フレームは《福祉》、《環境》、《生活・文化》ではないか。	新宿区都市マスタープランにおける人にやさしいまちづくりの方針として「だれもが自由に行動できる都市空間づくり」を掲げており、ガイドラインでは、都市空間としています。なお、「安心」や「快適・安心」につながる環境のデザインについては、基本目標2「誰もが快適に過ごせる都市空間づくり」の中で示しています。	考え方は盛り込まれていません
31	既に示されているバリアフリーやユニバーサルデザインの視点からの整備基準の見直しが必要である。例えば、現在の車道と歩道のつなぎの縁石には段差の許容がある。	ガイドラインは、移動、利用、情報の連続性や一体性に配慮した、都市空間における改善方策を示しています。個々の整備基準については、社会情勢等を踏まえて、評価・内容の見直しが行われています。	ご意見として参考にします
32	ガイドラインの対象とする範囲の記述で、『・・・都市空間における「移動」・「利用」・「情報」の連続性や…』は『・・・都市空間における「移動」・「利用」・「情報」・「(温熱)環境」の連続性や…』にすべきだと思う。ヒートアイランド対策として、人工排熱を極力少なくすること、緑を増やすこと、散水装置を併設した保水性舗装化等が必要になる。	ガイドラインでは「人の行動」に着目し、都市活動の基本となる「移動」「利用」の観点、そしてその活動を支援する「情報」の観点から対象を3つにしています。	ご意見として参考にします
33	「・・・わかりやすいまち」は「わかりやすく快適なまち」とする。	誰もが、移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまちとすることで、快適なまちになると考えています。	考え方は盛り込まれていません
34	ユニバーサルデザインの視点での都市空間づくりの必要性において、図の中に、「車中心→ひと中心」とあるが、住区内街路では従来も車優先ではない。次世代型“ひとと車の折り合い”を検討する必要がある。	「車中心→ひと中心」は、社会的な変化に対応した考え方の転換の必要性を示したものです。	考え方は盛り込まれていません

パブリック・コメントの意見及び区の考え方

番号	内容(要約)	考え方	取り扱い
35	関連する基準は国内全エリアに整合性を持たせるのは当然だが、外国人の体格に合わせた基準も必要になる。階段の手すりの高さ・建築物の開口部高さ等難題が多くある。	ガイドラインは、外国人の方を含め、すべての人が対象となります。ユニバーサルデザインは、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境を作りあげることです。	ご意見として参考になります
36	駅舎・デパート等の階段の手すりの高さ・太さ・本数は日本人の体格に合わせた設置ルールで施工されていると思うが、段差等含めて体格の異なる外国人対応も必要である。	このガイドラインは、まちの改善すべき点に気づき、望まれるまちの姿を実現することを目的としています。	ご意見として参考になります
37	基本目標と取組の追加を提案する。 基本目標6:家族構成と住居の再生 取組17:複合家族をいれる余裕のある住宅の確保(三世代住宅・ペア住宅等)。核家族化は近代化のシンボルではありません。貧しさとエゴの象徴です。 取組18:保育所・幼稚園等施設は住宅の延長	ガイドラインは、主に都市空間を対象として、連続性や地域の一体性を重視したまちの改善方を示しています。 住宅等の個々の施設については、今後の総合的なユニバーサルデザインの推進における課題とします。	ご意見として参考になります
38	事例「地下通路からのビルの出入口…」について、地下通路からビルの出入口に設置しているエスカレーターは、スペース的に可能であればスロープの計画は如何か。 横浜みなとみらいのショッピングホールのスロープは、乳母車・買い物車を使用する人にとっては、他人に迷惑にならず(エレベータは狭く他人迷惑になる)快適の様である。	再開発事業等の実施における、つくり手(設計者、事業者など)からの相談等の際の参考とします。	ご意見として参考になります
39	取組12の望まれるまちの姿に示されている「建物の共同化」の図は、長期優良木造住宅で、パッシブでライフサイクルに優れたスケルトン・インフィル2~3世代住宅とする方が、あらゆるライフステージに対応できる環境共生住宅として適切だと思う。	この取組は、環境共生に関するものでなく、防犯に関するものです。ここでは、共同化による街区の見通しの確保を示すものとして、この図としています。	ご意見として参考になります

●ユニバーサルデザインまちづくりの推進に関するもの

番号	内容(要約)	考え方	取り扱い
40	ガイドラインを西新宿副都心の具体的な改善・事業につなげてほしい。地区や地域の関係者(つくり手、つかい手)や行政(都・区)、有識者、NPOなどからなる地区別推進協議組織を作り、規制の緩和を含めて事業が成立する仕組みを構築する必要がある。 改善事業推進に向けた仕組みづくりの道筋を検討してほしい。	ガイドラインの考え方や取組の方向性に配慮した事業が推進されるよう、つかい手、つくり手、行政等による、協働の取組を進めていきます。また、有識者、関係団体、事業者、行政等からなる推進組織を立ち上げ、ユニバーサルデザインの推進に向けた検討を行います。	趣旨を踏まえて推進します
41	「障害者は高齢社会の水先案内人」であり、障害者の参加によって「気づき」が得られる。障害当事者が企画から評価にいたるまで、そのまちづくりに深く関与していなければ、「ユニバーサルデザインのまちづくり」にはならない。このことを先ず明確にしなければならない。	ガイドラインでは、つくり手、行政等の役割として、計画・施工の段階で、つかい手の意見を取り入れることとしています。今後の推進体制の中で、専門家や障害者等を含むつかい手を交えたユニバーサルデザインの取組の推進を検討していきます。	考え方は盛り込まれています

パブリック・コメントの意見及び区の考え方

番号	内容(要約)	考え方	取り扱い
42	人間死ぬまで社会参加したいし、来るべき高齢社会を元気ある楽しいものにするためには、さまざまな工夫と知恵が、市民のなかから湧き出てこなければ元気あるまちづくりにはつながらない。 推進に向けては、人づくり(人を育てる)「学習」が最重要課題だと思う。 また、高齢者・障害者の引きこもりを無くすための様々なイベントが必要だ。	ガイドラインには、つかい手の役割として「気づいたこと(気づき)」をつくり手や行政等に発信することやさまざまな人に配慮できる心の育成が重要であることを盛り込んでいます。また、「つかい手、つくり手及び行政等は、ユニバーサルデザインへの理解を深め、高齢者、障害者、子ども連れの人や妊娠中の人などの行動に対して配慮できる心を育みます。」を協働による取組としていますが、つくり手、行政の役割について、職員等の研修や教育が必要であることを示します。なお、区では、シニア活動館において、50歳以上の方が身近な地域を舞台に、これからの人生を楽しむためのノウハウを学ぶ講座などを開催しています。	考え方は盛り込まれていません
43	(仮称)ユニバーサルデザイン推進会議の構成は、健常者と障害当事者を同程度にすべきである。そうでないと、障害当事者の意見が気づかずに埋もれてしまう。	ユニバーサルデザインの推進に向けた推進組織の構成員については、関係団体、有識者、事業者、行政等を想定しており、障害者の方の意見を把握できるように考えていきます。	ご意見として参考にします
44	つかい手が、つかい手の視点からの「気づき」を行政や事業者等に発信する、とあるが、行政に発信した場合、その「気づき」は事業者等にどのように伝わるのか。	つかい手からの「気づき」を収集・蓄積して、改善事例など情報を提供する仕組みを推進組織の中で検討していきます。	質問にお答えします
45	つかい手が、つかい手の視点からの「気づき」を行政や事業者等に発信する、とあるが、仮に事業者等に伝わっても、果たして事業者等は実行(改善)してくれる、すなわち目的にあるように「望まれるまちの姿を実現」してくれるものか。	つかい手の「気づき」を反映するよう、事業実施の相談等の際に、つかい手に対し協力要請や助言をしていきます。	趣旨を踏まえて推進します
46	行政等には、つくり手に対して、「よりよいまちづくりを誘導する」、「本ガイドラインの内容に沿った協力要請・助言」、「助言・指導する」とあるが、具体的な改善方策はあるのか。	事業実施の相談等の際、ガイドラインに沿った計画となっているかチェックを行い、改善が必要な場合は事業者等に協力要請や助言をしていきます。	質問にお答えします
47	行政等の役割にある「よりよいまちづくりを誘導する」とき、事業者等の意見も十分に吟味した上できちんとつかい手に伝えることも重要と考えるが、そのようなことは、5項目のうちどれにあたるのか。	行政等の役割として、「移動・利用・情報の連続性確保(シームレス化)を図るため、ガイドラインを活用してつかい手の視点に立った調整を図る」としています。また、「地区計画やまちづくり協定等の策定を目指した検討、大規模な再開発事業などでは、つかい手、つくり手、行政等がそれぞれの視点から意見を出し合う場を設ける」としています。	質問にお答えします
48	「ユニバーサルデザインへの理解を深め、高齢者、障がい者、子ども連れの人や妊娠中の人などの行動に対して配慮できる心を育みます」とあるが、心を育成するのは、具体的に新宿区どの行政機関を考えているのか。	心の育成を含めたユニバーサルデザインの推進は、関係する部署間での横断的な連携や調整を図る必要があり、庁内連絡組織を立ち上げ、全庁的に取り組んでいきます。	質問にお答えします

パブリック・コメントの意見及び区の考え方

番号	内容(要約)	考え方	取り扱い
49	このまちづくりガイドラインを参考として「(仮称)新宿区ユニバーサルデザインまちづくり推進事業認定制度」を創設して、申請に基づいて新宿区が認定して支援してはどうか。他の模範となるような優れた取り組みは「(仮称)新宿区ユニバーサルデザインまちづくり大賞」等で表彰し、このまちづくりガイドラインの普及に努めてはどうか。	区民や事業者のユニバーサルデザインの優良な取組については、今後の推進組織のなかで、事例の収集や紹介を行うシステムを検討していきます。	趣旨を踏まえて推進します
50	新中央図書館等の計画・施工の段階で区民やつかい手(利用者・居住者)の意見を取り入れるのか。	区では、新中央図書館等のあり方を検討するにあたり、パブリックコメントをはじめ郵送調査、関係者ヒアリング調査、新しい図書館を考えるつどいなど、様々な形で区民や利用者からのご意見を伺い、平成22年11月に新中央図書館等基本計画を策定しました。今後も、区民や利用者からのご意見を伺いながら、新中央図書館等の整備を進めます。	質問にお答えします
51	実施にあたっては、定量的な根拠に基づく整合性が必要である。そのための審査機関の設置及びメンバーの選出も重要である。	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進にあたっては、有識者、関係団体、事業者、行政等からなる推進組織を立ち上げ、事業の具体的な検証・評価を行っていくこととしています。	趣旨を踏まえて推進します
52	つかい手(利用者、居住者)が継続して利用してくれる対応策が大切であり、デザインには当事者の参加は欠かせない。	ガイドラインでは、つくり手の役割として、つかい手の視点に立って計画を進めることを示しています。ユニバーサルデザインの推進に向けた推進組織の構成員には、関係団体、有識者等を想定しており、つかい手の参加を考えています。	趣旨を踏まえて推進します
53	「継続的に改善を進めるスパイラルアップの仕組みづくり」での、「求められる都市空間のありかたも変化しています。」は「・・ありかたも異なります。」ではないか。	社会の変化に伴い、求められる都市空間も変化し、それに伴いスパイラルアップが必要となることを示したものです。	ご意見として参考になります
54	「継続的に改善を進めるスパイラルアップの仕組みづくり」での、「PDCAのサイクルで都市空間づくりの取り組みを見直し、常により良い方策を探る姿勢」については理想的であるが、スパイラルアップを経済的にみると、チェックとアクションの間には相当な時間が必要になる。	スパイラルアップは、PDCAのサイクルを効率的に行い、チェックとアクションの間の時間を短縮し、継続的な見直しを行います。	ご意見として参考になります
55	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進には、多様なユーザーのつかい手の不満・要求・意見がものづくりに反映される仕組みづくりが重要である。	計画・施工段階でのつかい手の意見を取り入れることをつくり手、行政等の役割としています。また、今後の推進組織の中で、つかい手の意見を反映する仕組みづくりを検討します。	考え方は盛り込まれています

パブリック・コメントの意見及び区の考え方

番号	内容(要約)	考え方	取り扱い
56	ユニバーサルデザインにもとづいて、「つかい手(利用者、居住者)」の参画の中で行われた整備が、その場・そのとき限りで終わってしまうのではなくスタンダード(標準)として継続されていくこと、そのための仕組みづくりが必要(たとえば歩車道境界の段差など)。	計画・施工段階でつかい手の意見を取り入れたり、つかい手を交えた取組の評価(モニタリング)の仕組みについて今後の推進体制で検討していきます。また、スタンダード(標準)として多くのつかい手・つくり手・行政等に普及するよう、優良事例の収集・蓄積、情報提供の仕組みについても検討していきます。	趣旨を踏まえて推進します
57	「まちの案内や介助などのサポート」として「従業員やボランティアなどの案内や介助などの手助けが重要」とあり、さらに発展させたかたちとして、障がいのある人たち(当事者)が案内・誘導・情報提供できる体制・仕組み作り(トランジットホスト)も必要がある。(取組15、16)のわかりやすい案内・誘導・情報提供とも関連する。	「まちの案内や介助などのサポート」では、従業員やボランティアを始め、さまざまな人による案内や介助などが重要であり、さまざまなひとの中には、障害者の方も含まれます。	考え方は盛り込まれていません

●その他のまちづくりに関するもの

番号	内容(要約)	考え方	取り扱い
58	情報弱者を少なくするために、特別出張所は水先案内役(コンシェルジュ)を務めてほしい。	ガイドラインでは、わかりやすい情報提供についての取組を示しています。特別出張所では、地域の総合窓口として、関係部署等への案内などにより区政全般にわたる相談をお受けしています。また、地域課題解決のコーディネーターとして、地域紙の編集・発行協力やホームページによる情報の発信により、地域情報の提供にも努めています。	ご意見として参考にします
59	地域の活性化等でさまざまなマップやパンフがあるが、あまり活用されていないように思う。駅に近い公共の場所に「観光・地域案内コーナー」を設けてはどうか。たとえば、駅のそばの戸塚地域センターは、モデルケースになる。場所がすぐわかるような目印の工夫が必要である。	区では、「歩きたくなる新宿観光案内所」として、ホテル、駅、文化施設等の一部に観光マップ等の配布場所を提供していただき、必要に応じて来街者の方への簡単な案内をしています。「歩きたくなる新宿観光案内所」では目印となる統一した標示を掲出しています。また、本庁舎や各地域センター等の公共施設においても、観光案内マップや地域情報の提供を行っていきます。	考え方は盛り込まれていません
60	新大久保駅のバリアフリー計画をどのように認識しているのか。JRとの協議を新宿区として進めているのか。バリアフリーのまちづくりの観点から、JRに対してエレベーターやエスカレーター設置の具体的な計画を進めるよう、新宿区として強く働きかけるよう要望する。	新大久保駅のバリアフリー計画は、重要であると認識しています。区では、エレベーター設置補助に支援策を講じることとしており、JRに対しては、エレベーター設置によるバリアフリー化を働きかけているところです。JRとの協議は進めています。新大久保駅は施設が狭小であるため、設置場所や工事方法等の検討に時間を要している状況です。	質問にお答えします

パブリック・コメントの意見及び区の考え方

番号	内容(要約)	考え方	取り扱い
61	「・・豊かな地域社会を目指す」とあるが、集合住宅の建設に伴い、地区のコミュニティの近隣関係が希薄になっている。また、高・超高層ビルは地域の地表面粗度を粗くし、大気の流れを乱流化させ、地域気候の変動、大気汚染の遍在など環境面での影響が大きい。	集合住宅のコミュニティについては、今後の総合的なユニバーサルデザインに向けた推進体制のなかでご意見として参考にします。環境対策については、基本目標2の「誰もが快適に過ごせる都市空間づくり」の中に考え方は盛り込まれています。	趣旨を踏まえて推進します
62	自治体は緑の基本計画に沿って、緑地の保全・推進をする必要がある。	ガイドラインでは、まちのみどりを増やして、さまざまな人々が気持ちよく歩ける空間の創出する取組を示しています。区では、「新宿区みどりの基本計画」に基づき、みどりとうるおいのある持続可能な都市の実現を目指します。	考え方は盛り込まれています
63	新宿区の公立学校の芝生化は、過酷な熱暑地域と隣接するにも拘わらず進んでいない。校庭芝生化のメリットは環境面や子どもの体験学習の場となることなど沢山あるため、率先して取り組むべきである。	校庭芝生化は、日照や水はけなどの生育条件、養生期間中の代替施設の確保といった様々な課題があるため、校庭改修の時期に学校ごとに検討し、可能な限り進めていきます。また、校庭の芝生化が困難な場合は、屋上の天然芝生化を検討しています。	ご意見として参考にします
64	「災害や犯罪に強い「安全・安心」なまちづくりが求められています。」とあるが、架空線の地下化は多くの人に関わる有効な地震対策等になると思う。	区では、主要な区道において、電線類を地下に埋設し、電柱を撤去することにより、災害に強いまちづくりを進めています。今後、主要な区道において道路の無電柱化整備を進めていきます。	ご意見として参考にします
65	準工業地域を有する住宅地では、外部の人々が入り出す環境が犯罪の多い大きな理由であると考えます。通学路規制を行ったが、規制内の車が道路上で作業をする状況があり、保育児・小学生等への危険なバリアとなっている。	ガイドラインでは、通学路などにおける安全な通行の確保の考え方を示しています。	ご意見として参考にします
66	新宿中央公園の不審者などは利用者にとって不愉快な存在であり、しっかりとした管理をしてほしい。	新宿中央公園の管理については、24時間、警備員を配置して治安の維持に努めています。	ご意見として参考にします
67	快適な歩行を実現するための緑道を提案する。歩道の中央部に保水性舗装をし、舗装部面サイドを草地にする。西落合2丁目地区の妙正寺川が決壊し、昨年修復が済んだ工事時に、四村橋から西落合公園への遊歩道を緑道にする提案を工事前に提案したが、叶えられなかった事を今でも残念に思っている。	ガイドラインでは、まちのみどりを増やして、さまざまな人々が気持ちよく歩ける空間の創出を、望まれるまちの姿として示しています。	ご意見として参考にします

パブリック・コメントの意見及び区の考え方

番号	内容(要約)	考え方	取り扱い
68	西落合では、コミュニティ道路として事業化(特定交通安全施設等整備事業)され、車の制限速度は30kmとなっている。しかしこの道路は歩行者・自転車にとってバリアが多すぎ、使い難い欠陥がある。 更にこのコミュニティゾーン地区を走行する車は速度制限を守らない。速度制限を厳守させる工夫が必要である。交差点のハンプの活用は、車の少ない道路には効果があると思う。	ガイドラインでは、だれもが安全に歩ける生活道路空間を確保することについて、示しています。交差点におけるハンプの活用については、今後の道路の設計の際の参考にさせていただきます。	ご意見として参考になります
69	高田馬場駅は白杖を持った視覚障害者の乗降が多い駅である。彼らの半分以上がホームからの転落を経験しているそうだ。高田馬場駅にも早急に可動式ホーム柵を設置すべきである。 更に、駅がカーブしている場所は車両とホーム間に隙間が生じるため、対策が必要である。	高田馬場駅のホーム幅は、乗降人員に比して全体的に狭小と認識しています。区では、JRに対し、ホーム柵設置の早期設置を含め、駅施設の検討を要望しています。	ご意見として参考になります
70	新宿駅西口バスターミナルは地上道路からのアクセスが大変不便である。ターミナルへのアクセスは都市政策の重要なポイントの一つと思う。周囲を見渡すことができる高架回廊がターミナル周囲に必要である。	新宿駅西口バスターミナルの改善についてのご意見として、参考にします。	ご意見として参考になります
71	戸建て住宅も含め3階以上の建物にはエレベーターの設置を義務づける必要がある。	このガイドラインは、個々の建築物等に施設整備基準を義務付けるものではなく、まちの改善すべき点に気づき、望まれるまちの姿を実現することを目的に作成しています。	ご意見として参考になります
72	自動車を抑制し歩行空間を確保するためには、可能であれば人と自動車の動線が交差しないようなデザインが好ましいと思う。	西新宿周辺では、歩行者と自動車を立体的に分離した道路の構造としましたが、高齢者や障害者には上下の移動が負担となっている面もあり、さまざまな人の利用を配慮した設計が必要となります。	ご意見として参考になります
73	行政・商店等の駐輪場設置については、事業者により対応がまちまちで有り、ルール化が必要である。路上の駐輪により、歩行の障害・醜い景観等を呈す。併せて利用者のマナー教育も必要である。	ガイドラインでは、利用しやすい駐輪場の確保や自転車利用のルールの遵守について示しています。	考え方は盛り込まれていません
74	「細街路の整備・・・」については必ずしも道路拡幅が良いとは思わない。 消防活動・治安の問題がなければ、母親の声が届く子供の遊び場や地域コミュニティのなかで素晴らしい空間だと思ふ。拡幅した事例でも、“自動車の抜け道になった、気流が変わった、騒音・振動が増える都市生活型公害が発生した等”の苦情がでてくる例もある。	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりを進める、災害時の避難経路の安全性を高めるためには、細街路の拡幅整備は必要です。	ご意見として参考になります

パブリック・コメントの意見及び区の考え方

番号	内容(要約)	考え方	取り扱い
75	歩道を走る自転車は車いすの人たちや高齢者、視覚障がいの方たちだけではなく、すべての歩行者にとってとても危険。自転車走行のルールを徹底するとともに、自転車と歩行者を物理的に分けるような環境の整備が必要である。	ガイドラインでは、さまざまな人々が安心して歩ける道路にするために、自転車の専用通行帯(自転車専用レーン)の検討などの取組を示しています。また、自転車利用ルールの遵守など、ソフト的な取組もあわせて示しています。	考え方は盛り込まれていません